

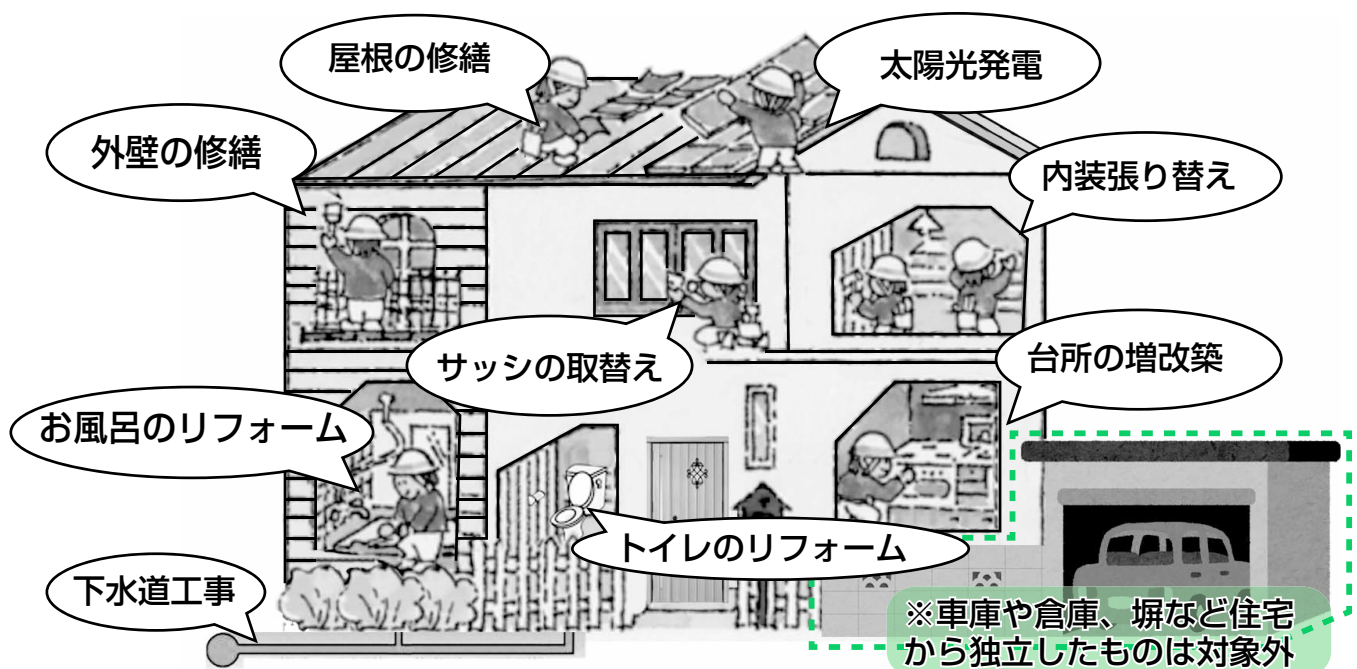
住宅リフォーム

補助施策が始まります！

町では、町内建設業者利用による住宅の**新築**または**リフォーム**といった工事等費用に対し、補助金を交付します。

補助期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。

工事費全体の20%（上限30万円）を補助!!



※例：工事費200万円の場合、補助率20%では40万円となりますが、補助金上限額30万円が補助となります。

▼対象外の工事一覧

- ① 家屋から独立した車庫・物置、倉庫等の工事（家屋と一体型の車庫・物置は対象）
- ② 店舗、工場、事務所等のリフォーム
- ③ 門塀、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事
- ④ 電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事
- ⑤ 害虫駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布
- ⑥ ハウスクリーニング、排水管清掃等
- ⑦ 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ⑧ 国等および本町からリフォーム以外の補助金、交付金等の交付を受けて改修工事を併せて行う場合、その部分の改修工事は対象外となります。

▼対象となる工事一覧

- ① 新築、住宅の増築、改築、減築工事
- ② 浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム（水洗化工事も含む）
- ③ 給排水衛生設備工事
- ④ 給湯設備工事
- ⑤ 換気設備工事
- ⑥ 電気設備工事（設備が家屋に固定されるものが対象。例・エアコン設置、照明器具取り替え等は可。電気スタンド購入は不可）
- ⑦ 屋根のふき替えや塗装工事（軒天井、破風板、鼻隠しを含む、外壁も可）
- ⑧ 床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事（フローリング、床暖房工事も可）
- ⑨ 部屋の間仕切りの変更工事
- ⑩ 床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事
- ⑪ ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しを含む）
- ⑫ 建具、開口部の取り替えや新設工事
- ⑬ 造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）
- ⑭ 太陽光発電設備工事、高効率給湯器設置工事、オール電化改修工事

